

# 価格交渉を サポート します!



～中小企業の仕事に「適正な対価」を～

中小企業・小規模事業者のための  
「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」が  
出来ました。



全国中小企業団体中央会

【中小企業組合等の皆様へ】

「適正な価格転嫁」「望ましい取引慣行」を  
定着させるため、

**教育・情報事業**をフル活用!

【組合等の取組例】

- ① 価格根拠を明確にするデータを用意
- ② 交渉の場を設定するよう要請
- ③ 決まったことをその都度共有化
- ④ 代替案の検討
- ⑤ 交渉経緯を書面に記録
- ⑥ ルール化、団体協約の検討



詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください

【価格交渉サポート事業】 <https://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/>

【下請適正取引等推進のためのガイドラインについて】 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>



全国中小企業団体中央会

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル  
Tel: 03-3523-4902 Fax: 03-3523-4909  
<http://www.chuokai.or.jp/>

**10月は  
「年次有給休暇  
取得促進期間」です。**



ワーク・ライフ・バランス  
**仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。**



 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

# しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

**10月は年次有給休暇取得  
促進期間です。**

2016年10月

| 日       | 月       | 火  | 水  | 木  | 金       | 土 |
|---------|---------|----|----|----|---------|---|
|         |         |    |    |    |         | 1 |
| 2       | 3       | 4  | 5  | 6  | 7 + 8   |   |
| 9       | 10 + 11 | 12 | 13 | 14 | 15      |   |
| 16      | 17      | 18 | 19 | 20 | 21 + 22 |   |
| 23 + 24 | 25      | 26 | 27 | 28 | 29      |   |
| 30      | 31      |    |    |    |         |   |

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

## 事業場での具体的な取組の一例

**年次有給休暇を取得しやすい環境整備**  
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を  
取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

**労使の話し合いの機会をつくる**  
年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇  
の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得  
日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均  
取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)\*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

### 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。  
**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

### 2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

|               |              |               |              |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 5日            | 5日           | 15日           | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 従業員が自由に取得できる | 事業主が計画的に付与できる | 従業員が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。